

入札心得

北九州市が行う業務委託における一般競争入札は、地方自治法、同法施行令、本市契約規則及びその他関係法令に定めるもののほか、この心得によって執行します。

入札参加者は事前に良く読み、間違いのないようにしてください。

1 入札執行についての通知及び仕様書の配布

配布は電子メールで行います。また、ホームページに公開する資料をダウンロードして使用しても構いません。

2 入札の準備

- (1) 見積にあたっては、仕様書等及び現場をよく確認してください。
- (2) 仕様書等に疑義があるときは、関係職員に説明をもとめてください。

ア 疑義について説明をもとめる場合（以下、「質問」という。）の受付期限・方法

- ・受付期限 令和6年11月29日（金）まで（日曜日・祝日及び土曜日を除く）の毎日午前9時から午後5時分まで（正午から午後1時までを除く）
 - ・電子メール又はファクシミリによる方法
- いずれの方法による場合も、電話で到達の確認を行ってください。

イ 質問に対する回答日・方法・回答先

- ・回答日 令和6年12月3日（火）
- ・方法 電子メール及びホームページに公表
- ・回答先 質問した者を含め「令和6年度こそだて情報作成等業務委託契約」の入札参加希望者全員。

3 入札書の記入

- (1) 入札書は、所定の様式を使用してください。

なお、随意契約による場合は「入札」を「見積」と読み替えるので訂正の必要はありません。

- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた額を入札書に記載してください。

4 入札の方法

- (1) 入札は、「入札（見積）執行について（通知）」に示した日時及び場所で行います。入札開始時刻までに到着しないときは、入札に参加できませんので、遅れないよう十分注意してください。
- (2) 入札執行の場所に入札者以外の立ち入りはできません。
- (3) 入札者は、入札執行について係員の指示に従ってください。
- (4) 入札者は代表者本人又は代表者の代理人とし、代理人による入札を行う場合は、委任状

を提出してください。

(5) 提出した入札書の書換え、引換又は撤回をすることはできません。

5 入札の辞退

- (1) 入札を希望しない場合は、入札書を投函するまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- (2) 入札を辞退したことで、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- (3) 入札を辞退する者は、所定の「入札辞退届」を子ども家庭局総務企画課に持参又は郵送してください。

6 入札の中止等

入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に際し不正があると認められるときは、入札の中止、延期又は取消をします。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する場合の入札は、無効となりますので注意してください。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 入札保証金を納付しないとき又はその額が不足するとき。
- (3) 入札書に入札者の記名押印がないとき又は入札金額を訂正したとき。
- (4) 所定の入札書によらない入札をしたとき又は誤った業務名を記載したとき若しくは入札書の記載事項について判読できないとき。
- (5) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
- (6) 委任状を提出しないで代理入札をしたとき又は他人の代理を兼ね、若しくは2人以上の代理をしたとき。
- (7) 前各号のほか、指示事項に違反したとき。

8 入札に参加できない場合

次の各号の一に該当する場合は入札に参加することができません。

- (1) 指定された日時に「仕様書等」の交付を受けなかったとき。ただし、再度指定された日時に交付を受けたときはこの限りではありません。
- (2) 入札者が入札開始時刻までに到着しないとき。
- (3) 代理人による入札で委任状が不備のとき。

9 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。
- (2) 2人以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定します。

10 再度入札

- (1) 落札者がいないときは、直ちに、再度の入札を行います。

- (2) 再度入札の回数は、原則として1回とします。
- (3) 第1回目の入札における入札辞退者、入札遅刻者、無効の入札をした者は、再度入札に参加することができません。

II 異議の申立て

入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。